

# 特記仕様書

委託番号 令和8年度 第A-7号

委託業務の名称 産業用地開発自然環境調査業務委託（高島地区）

委託業務の場所 高島市マキノ町西浜地先

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和8年2月滋賀県県土整備部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 設計変更等については、契約書第17条から第23条および共通仕様書第1121条から第1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。

なお、「土木設計業務等変更ガイドライン」5.（4）に記載のとおり、業務途中において、正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合については原則として設計変更の対象としない。

第3条 共通仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第4条 その他特記事項

## 1. 隣接する業務との調整

本業務区間において、一部重複、近接して地質調査業務、造成基本設計業務を別途発注する予定のため、設計条件、地質条件等の情報共有に付いて相互連絡調整を密に行うこと。

## 記

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

第1108条 照査技術者及び照査の実施

本業務は、照査技術者により照査を行うものである。

1108条の2 技術者の資格要件等

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（共通仕様書）」で（琵琶湖環境部、県土整備部関係）の業務Aに対応する技術者（建設環境部門）を配置すること。

第1110条 提出書類

1. 本業務は、滋賀県工事管理情報システム（以下「本システム」という）の利用対

象業務であり、受注者は原則本システムを使用するものとする。

2. 受注者は、業務着手前に、監督職員に、担当技術者および管理技術者等のメールアドレスを報告するとともに、本システムの規約 (<https://www.sct.or.jp/asp/>) に従い手続きを実施すること。
3. 本システムの利用料金は、その他原価に含まれており、利用期間および利用の有無は、設計変更の対象としない。
4. 受注者は、電子データによる交換・共有に適さない書類について、事前の協議時に監督職員にその旨を報告し、紙等による提出を行うことができる。

#### 第1111条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果物納入時の計5回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは管理技術者が立会うものとする。

打合せは面談を基本とするが、監督職員と協議のうえ、WEB会議、TV会議等（以下、「WEB会議等」という。）を利用することもできるものとする。

#### 第1116条 土地への立入り等

業務の実施により伴う植物の伐採、かき・さく等の除去または土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は受注者の負担とする。

#### 第1117条 成果物の提出

本業務は、電子納品対象業務である。成果は下記のとおりとする。

- ① 報告書（図面含む） 2部
- ② 報告書概要版 2部
- ③ 関連情報の資料 一式
- ④ 協議記録簿 一式
- ⑤ 成果品電子納品（正・副、CD-R または DVD-R） 2部
- ⑥ その他、監督職員が必要と認めた資料 一式

#### 第1132条 安全等の確保

本業務区間に、隣接して鉄道があるため、業務に使用する機器の設置等にあたっては、事業者と緊密な連絡を取り安全を確保すること。

UAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院 平成28年3月）に基づいてUAV等を使用すること。

## 第2章 設計業務等一般

#### 第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、設計図および道路台帳等をもとに現地調査を行い電埋設物、架空線等の設置位置の把握を行うものとする。  
また、設置位置の確認のために試掘等が必要となった場合は、監督職員と協議し立会いを求め実施するものとし設計変更の対象とする。

## 第1211条 設計業務の成果

数量集計表のファイル形式は、「EXCEL2021」とする。

### その他等

#### 1 業務の目的

企業の強い設備投資意欲がありながら、滋賀県における産業用地は不足している状況であり、県と市が連携し、県内3か所の候補地（高島市、大津市および東近江市）において、新規産業用地を整備することとしたところ。

本業務は、高島市内に計画している産業用地開発候補地の開発にあたって、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号、以下「条例」という。）第23条に基づく自然環境保全協定の締結が必要であることから、候補地における現存する動植物の実態、地形地質等を把握すること等を目的とするものである。

#### 2 業務内容

本業務に係る自然環境調査については、自然環境保全協定実施要領（昭和50年11月11日、最終改正平成12年3月31日、以下「実施要領」という。）その他関係法令等に基づき、次のとおり行うものとする。

##### (1) 計画準備

実施方針およびスケジュール等、発注者と十分な協議・検討を行った上で、業務体制・業務内容・業務工程を業務計画書にとりまとめる。

##### (2) 事業特性の把握

環境負荷の要因となる事業特性を把握すること。

##### (3) 現況調査および予測の実施

現況調査および予測の項目は、実施要領に基づき、以下のとおりとする。

ア 植物 植生および植物相

イ 動物 ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、昆虫類、水生生物等

ウ 地形・地質・自然現象

エ 景観

調査手法および予測手法は、以下を基本とするが、必要に応じて調査項目、調査地点、調査時期等の見直しを行うこと。また、調査に必要な機器類はすべて受託者の負担とし、調査に必要な諸手続きについても、受託者の責任において行うこと。また、必要に応じて、有識者と協議をおこない指示された調査を実施すること。なお、相談等に必要となる費用については受託者において支払うこと。

ア 植物および動物

##### (ア) 現況調査

| 項目 |     | 調査手法                  | 調査地点     | 調査期間        |
|----|-----|-----------------------|----------|-------------|
| 植物 | 植生  | 植物社会学的方法によりコドラート調査を実施 | 計画地および周辺 | 1回2日<br>×2季 |
|    | 植物相 | 現地踏査によるフロラ調査法         | 計画地および周辺 | 1回2日<br>×3季 |
| 動物 | 哺乳類 | 既存文献による調査             | 計画地および周辺 | -           |

|  |                   |                |          |             |
|--|-------------------|----------------|----------|-------------|
|  | 鳥類<br>(一般、猛禽類)    | ラインセンサス法、定点観察法 | 計画地および周辺 | 1回2日<br>×4季 |
|  | 爬虫類・両生類           | 目視観察法          | 計画地および周辺 | 1回2日<br>×4季 |
|  | 昆虫類               | 既存文献による調査      | 計画地および周辺 | -           |
|  | 水生生物<br>(魚類・底生動物) |                |          |             |

(イ) 予測方法

| 項目 |                   | 予測手法                                              | 予測地域                                                                              | 予測時期  |
|----|-------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 植物 | 植生                | 重要な種および群落について、分布または生育環境の影響を踏まえた予測を行う              | 分布または生育環境の影響を踏まえた予測を行う調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて重要な種および群落に関わる環境影響を受ける恐れがあると認められる地域とする。 | 造成工事中 |
|    | 植物相               |                                                   |                                                                                   |       |
| 動物 | 哺乳類               | 動物の重要な種および注目すべき生息地について、分布または生息環境の影響を踏まえた定性的な予測を行う | 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて、重要な種および注目すべき生息地に関わる環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。               | 造成工事中 |
|    | 鳥類<br>(一般、猛禽類)    |                                                   |                                                                                   |       |
|    | 爬虫類・両生類           |                                                   |                                                                                   |       |
|    | 昆虫類               |                                                   |                                                                                   |       |
|    | 水生生物<br>(魚類・底生動物) |                                                   |                                                                                   |       |

イ 地形・地質・自然現象

(7) 現況調査

| 項目         | 調査手法      | 調査地点     | 調査期間 |
|------------|-----------|----------|------|
| 地形・地質・自然現象 | 既存文献による調査 | 計画地および周辺 | —    |

(イ) 予測方法

| 項目         | 予測手法                         | 予測地域                                 | 予測時期  |
|------------|------------------------------|--------------------------------------|-------|
| 地形・地質・自然現象 | 重要な地形、地質および自然現象について、分布または成立環 | 計画地および周辺のうち、重要な地形、地質および自然現象に係る環境影響を受 | 造成工事中 |

|  |                   |                      |  |
|--|-------------------|----------------------|--|
|  | 境の改変の程度を踏まえた予測を行う | けるおそれがあると認められる地域とする。 |  |
|--|-------------------|----------------------|--|

## ウ 景観

### (7) 現況調査

| 項目 |              | 調査手法                                   | 調査地点                                                  | 調査期間 |
|----|--------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------|------|
| 景観 | 主要眺望点からの視認状況 | 近景域、中景域および遠景域の主要眺望地点を選定したうえで、視認状況を写真撮影 | 計画地周辺<br>近景域（約500m）<br>中景域（約500m～約3km）<br>遠景域（約3km以遠） | 1季   |

### (イ) 予測方法

| 項目 |              | 予測手法                                                         | 予測地域  | 予測時期  |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 景観 | 主要眺望点からの視認状況 | 主要眺望点からの可視・不可視を判定するとともに、代表点においてフォトモンタージュ法による造成完了後の景観の変化を予測する | 計画地周辺 | 造成完了後 |

### (4) 自然環境調査報告書の作成等

#### ア 自然環境調査報告書の作成

現況調査結果、予測結果および環境保全措置等の検討結果を基に、評価を行う。自然環境調査報告書の作成に当たっては、図表等を用いてわかりやすさの確保に努めること。

なお、自然環境調査報告書の目次例は次のとおり。

|                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 調査地概況<br>(2) 植物<br>2-1 植生調査<br>① 調査方法および調査期間<br>② 調査結果<br>③ 評価および解析<br>ア 注目すべき植物群落の抽出<br>イ 評価および解析<br>2-2 植物相調査<br>① 調査方法および調査期間<br>② 調査結果<br>③ 評価および解析<br>ア 注目すべき植物種の抽出<br>イ 評価および解析<br>(3) 動物<br>3-1 ほ乳類<br>① 調査方法および調査期間<br>② 調査結果 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

③ 評価および解析

ア 注目すべきほ乳類の抽出

イ 評価および解析

3-2～ 以下、ほ乳類に準じて記載する

(4) 地形・地質・自然現象

① 調査方法および調査期間

② 調査結果

③ 評価および解析

ア 注目すべき地形・地質・自然現象の抽出

イ 評価および解析

(5) 景観

① 調査方法および調査期間

② 調査結果

③ 評価および解析

(6) 事業による影響予測および保全対策

6-1 植物

6-2 動物

6-3 地形・地質・自然現象

6-4 景観

6-5 本地域における生態系の保全

イ 条例第23条に基づく自然環境保全協定の締結

自然環境保全協定の締結に関する手続き（協議書の作成および実施要領に基づき、滋賀県生物多様性保全課との協議等）を行う。

3 その他

(1) 上記業務を実施するにあたって、必要に応じて、以下の支援等を行う。

ア 市町等関係者との打合せへの出席

イ 業務遂行のために必要と判断される各種資料作成

(2) その他、特記なき事項に対して疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、決定する。